

1 法改正概要

■主な改正内容は以下のとおり

・題名の変更(事業者への規律を追加するため)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)

→特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)

・規定の追加(インターネットにおける削除に関し、制度化が進んでいない課題への対応)

→大規模プラットフォーム事業者に対して、以下の措置を義務付け

(1)削除申出への対応の迅速化

①削除申出窓口・手続の整備・公表

②削除申出への対応体制の整備(十分な知識経験を有する者の選任等)

③削除申出に対する判断・通知(原則、一定期間内)

(2)運用状況の透明化

①削除基準の策定・公表(運用状況の公表を含む)

②削除した場合、発信者への通知

■施行期日

改正法は、令和6年5月17日に公布され、公布日から1年以内の政令で定める日から施行される。

2 国への要望内容(法改正を受け、令和6年7月に新たに実施したもの)

(1)速やかな侵害情報の削除

法改正で定められた侵害情報の削除対応等について、実効性のあるものにしていくために、国において、速やかに侵害情報が削除されるよう、政省令等で規定されるなど適切な運用ルールを定め、大規模事業者に対して、必要な助言や指導をしっかりと行うこと

(2)専門知識を有する侵害情報調査専門員の選任

法第24条で選任を義務付けされる「侵害情報調査専門員」については、大規模事業者が同和問題をはじめとする 人権課題や 誹謗中傷等に関する知識を有する者を選任できるよう、必要な策を講じること

(3)法の対象となる事業者の拡大

インターネット上の誹謗中傷は、プラットフォーム事業者が管理するサイト等の規模の大小に関係なく行われる行為であり、本規定の対象とならない中小のプラットフォーム事業者等においても権利侵害への対処が適切に行われるよう、法改正を含め必要な施策を講じること

3 国への要望内容(令和3年7月から毎年実施しているもの)

(1)プラットフォーム事業者が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責

プラットフォーム事業者等が人権擁護機関からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨を法に規定すること

(2)サイトブロッキングの実施

同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等極めて悪質と判断される情報に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングが実施できるよう制度整備を行うこと

(3)第三者機関(人権救済機関)の設置

表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策についての検討をはじめ、迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置すること

※上記のほか、プラットフォーム事業者に対する要望も検討中